平成２４年（フ）第３７２号
愛知県一宮市三条字酉新田33番地１　エクセル中島Ａ棟103号
債務者　鈴木　芳江
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２４年（フ）第２０７号
香川県高松市勅使町975番地　ジョイフル井上203号室
債務者　田井　道子
１　決定年月日時　平成24年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第１１８号
香川県善通寺市木徳町641番地10
債務者　長岡　武志
１　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２４年（フ）第１１９号
香川県善通寺市木徳町641番地10
債務者　長岡　一未（旧姓中辻）
１　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２４年（フ）第３２９号
長崎県長崎市錦２丁目16番12号
債務者　髙比良英雄
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１７５号
長崎県諫早市東本町６－６　医療法人三佼会東本町診療所、住民票上の住所長崎県諫早市幸町63番11号　ホンダアパート９号
債務者　森　　繁敏
１　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２４年（フ）第１７６号
長崎県大村市西本町535番地１、前住所長崎県大村市東三城町８番地２
債務者　長谷川敏文
１　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２４年（フ）第２５８号
茨城県古河市女沼850番地５　メゾンドジェンティール303、前住所茨城県古河市上辺見3301番地　公園コーポⅠ―201
債務者　大薗　政登
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２６３号
茨城県結城市大字上山川475番地１
債務者　北嶋　玲子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２６８号
茨城県坂東市辺田353番地３　ウィステリア103
債務者　松本　　晃（旧姓石塚）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２７０号
茨城県古河市小堤991番地
債務者　木村　典子（旧姓安喰・松田）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２７１号
茨城県古河市上大野2592番地８
債務者　知久　和男
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２７２号
茨城県常総市本石下4860番地　１棟207号
債務者　江面　　節
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２８０号
茨城県筑西市幸町３丁目29番７号
債務者　成田賢一郎
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（フ）第２１４８号
愛知県豊明市阿野町坂部39番地３　Ｖｉｅｗ　Ｒ101号
債務者　新福久美子（旧姓田畑）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１６９号
滋賀県彦根市東沼波町200番地６
債務者　中山　信子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２４年（フ）第３４８号
兵庫県姫路市大津区平松403番地10
債務者　森本　明子（旧姓三原）
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２４年（フ）第３５５号
兵庫県姫路市大津区平松403番地10
債務者　三原　恵子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部